

小委員会の設置について

審議の迅速性、効率性を確保するため、東京都広告物審議会の中に次の小委員会を設置することとする。

1 「特例小委員会」

東京都屋外広告物条例(以下「条例」という。)第64条に基づく小委員会

(1) 目的・審議内容

本小委員会は、条例第12条の2第4項の規定による活用地区の指定に関する事項又は第30条第1項の規定による広告物等の許可に関する調査審議を行うことを目的とする。(条例第64条第1項)

※ 条例12条の2は、「まちづくり団体等」が、「プロジェクションマッピング活用地区を指定するよう知事に申請」した場合は、「審議会の意見を聞かなければならない。」としている。

また、条例第30条は、「条例上の基準、規格には合致しない」ものであつて、「景観又は風致の向上に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれのない広告物等で特にやむを得ないものについては、広告物審議会の議を経て許可することができる。」としている。

(2) 構成

審議会委員(学識経験者)の内から会長が指名する5名で構成 (条例第64条第2項)

(3) 権能

「小委員会の議決をもって審議会の議決とすることができる。」
(条例第64条第3項)

2 「規格等検討小委員会」

東京都広告物審議会運営要綱(以下「要綱」という。)第14条に基づく小委員会

(1) 目的・審議内容

本小委員会は、都内の多様な景観特性に応じた規制の導入や、広告技術や建築技術等の発達に伴う新しいタイプの屋外広告物等について調査審議することを目的とする。

具体的には、区や市が独自に定めた広告物規制(地域ルール)を都条例、規則上の基準とする際の検討、広告物等の規格の見直し、禁止区域の告示等に関することなど

(2) 構成

審議会委員等の内から会長が指名する。(要綱第14条第2項)